

(仮称) 鈴峰ホースパーク拡張事業に係る方法書に対する意見

(全般的な事項)

本事業は、既に利用されている区域に「競走馬の外厩施設」を拡張するものであるが、事業実施による環境影響を認識し、環境に対する更なる配慮を求める。

市民等に対しては、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては具体的かつ丁寧な説明を行う等、積極的な地域との対話に努め、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって速やかに対応すること。

また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事案が生じた場合は、必要に応じて、見直しや追加調査等の適切な措置を講じ、環境影響の回避または低減に努めた計画にすること。

(個別の事項)

1 大気質、騒音、振動

- (1) 工事車両や機械等の稼働時間が集中しないように作業等の平準化を図るよう検討すること。
- (2) 走行に伴う騒音及び振動の影響が想定されるため、可能な限り走行ルートに配慮する等の低減に努めること。

2 悪臭

馬糞や敷藁等の仮置き場からの悪臭について、定期的な臭気の測定等、定量的な手法による臭気の把握及び対策の実施に努めること。

3 水質

- (1) 工事中の土砂を含む濁水については、農業用ため池への沈殿や用水管閉塞の原因となるため、流出防止に万全の措置を検討すること。
- (2) 工事にて発生する泥や馬の糞尿等が敷地外へ流出し、周辺河川及び池の水質を汚濁することのないよう万全の措置を講ずること。

4 動植物、生態系

- (1) レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置を可能な限り検討すること。

- (2) 造成工事により、事業区域に生息していた鳥獣類による周辺地域の生活環境や農作物への影響が予測されることから、森林伐採による鳥獣類に対する影響を最小限にとどめるとともに、地域住民と協議の上、適正な防止策を講じること。
- (3) 事業実施区域周辺に生息する水生生物に対して、工事による濁水や供用後の排水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討し、定期的な調整池の水質検査を行い、その結果を注視し生態系の保全に努めること。

5 廃棄物

事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物など）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、事業者の責任において適正に処理してください。

また、既存の施設について、馬尿が処理されず貯留槽に貯められていたため、浄化槽に繋ぎこむよう指導した経緯があるため廃棄物の適正処理に十分注意すること。

6 温室効果ガス等

(1) 事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

(2) 資材の運搬車両及び建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（CO₂）の排出を低減するため、作業の効率化を検討すること。